

## 尾鷲市保育施設等利用調整基準表

### 【1. 基本点数（保護者1人あたり：最高20点）】

※父母それぞれで算出し、合算した点数を世帯の基本点数とします（最高40点）

| 区分    | 事由・状況        | 基準（目安）                   | 点数 |
|-------|--------------|--------------------------|----|
| 就労    | フルタイム        | 週5日以上かつ週40時間以上の就労（常態）    | 20 |
| 就労    | パート・自営業（長時間） | 週4日以上かつ週30時間以上の就労        | 16 |
| 就労    | パート・内職（短時間）  | 週3日以上かつ週20時間以上の就労        | 12 |
| 妊娠・出産 | 産前産後         | 出産（予定）月の前2ヶ月、後3ヶ月（期間限定）  | 16 |
| 疾病・障害 | 重度           | 長期入院、精神・身体障害者手帳1・2級等     | 20 |
| 疾病・障害 | 中度・軽度        | 通院が必要、手帳3級以下、精神的な疾病など    | 16 |
| 介護・看護 | 常時介護         | 同居親族等の常時終日介護・看護（週40時間以上） | 20 |
| 介護・看護 | 随時介護         | 日中の介護・看護（週20時間以上）        | 16 |
| 就学    | 専門学校・大学等     | 日中の通学（週30時間以上、通信制除く）     | 16 |
| 求職活動  | 起業準備含む       | ハローワーク等での活動（期間：最長3ヶ月まで）  | 10 |

### 【2. 調整点数（世帯加減算）】

| 項目       | 具体的な状況・要件                     | 点数 |
|----------|-------------------------------|----|
| ひとり親世帯   | 離婚、死別、未婚の母（父）等によって生活している世帯    | 5  |
| 多子・きょうだい | 既にきょうだいが認可保育施設に在籍している場合       | 3  |
| 多子・きょうだい | きょうだいで同時に同一の保育施設を申し込む場合       | 2  |
| 社会的配慮    | 生活保護受給世帯、虐待・DVの恐れがある（関係機関連携）等 | 5  |
| 受入実績     | 認可外施設やシッターを有償利用（週3日以上）        | 2  |
| 保育士確保    | 市内保育所への保育士等としての勤務・復帰等         | 2  |
| 内定辞退歴    | 過去6ヶ月以内に、正当な理由なく決定した内定を辞退した場合 | -3 |
| 書類不備     | 提出期限までに就労証明書等の必要書類が揃わなかった場合   | -5 |

### 【3. 同点時の優先順位ルール】

| 順位   | 判断基準                          |
|------|-------------------------------|
| 第1順位 | 基本点数（保育の必要性の事由そのものによる点数）が高い世帯 |
| 第2順位 | ひとり親世帯                        |
| 第3順位 | 世帯の所得（市区町村民税の所得割課税額）が低い世帯     |
| 第4順位 | 対象児童の年齢が高い（就学前の年長児など）世帯       |
| 第5順位 | 多子世帯（18歳未満の児童がより多い世帯）         |